

議会のしくみ

議会の役割

区議会とは

荒川区の区民生活をより良いものにしていくには、区民全員参加で考え、話し合い、決めたことを自分たちの手で実行していくことが理想です。しかし、区民全員が集まって話し合いをするのは難しいことです。

そこで、選挙権のある満25歳以上の区民の中から選挙で選ばれた区議会議員が、区民の代表として区の重要な事柄を慎重に審議し、どのように対処していくかを決定しています。この区議会議員で構成された機関を区議会といいます。

区議会と区長

区議会は、区民生活に関わる重要なことを決定することから議決機関と呼ばれ、区長は、区議会で決めたことに基づき、実際の区政を進めていくことから執行機関と呼ばれています。

区議会と区長は、直接区民から選ばれており、対等な関係にあります。また、両者はそれぞれ独立した権限を持ち、互いのけん制と均衡により、チェック・アンド・バランスを図って、豊かな区民生活の実現に努めます。

「二元代表制」のしくみ



区議会議員の任期と定数

現在の荒川区議会議員の任期は、令和元年5月1日から令和5年4月30日までの4年間です。また、議員の定数は、条例により32人としています。

議会の仕事

議決

議決とは、区長や議員から提出された議案等を審議して、区議会の意思を決定することです。議決は、区議会の重要な仕事です。

議会で議決する事項は、法律及び条例で定められており、その主なものは、次のとおりです。

- 条例を制定、改正、廃止すること。
- 予算を定めたり、決算を認定すること。
- 区の税金、使用料、手数料などに関すること。
- 予定価格1億8千万円以上の工事や、物をつくる契約を締結すること。
- 不動産を信託すること。
- 予定価格2千万円以上の財産の取得や処分をすること（土地は、5千平方メートル以上）。
- 法律や政令または条例で定めていることを除いて、区の権利を放棄すること。
- 重要な公の施設を長期間、独占的に利用させること。
- 区が訴えをしたり、和解等したりすること。
- 区の基本構想及び基本計画を定めること。



議場

意見書・要望書の提出

区民の暮らしに関することでも、それが国や東京都等の仕事である場合、区の力だけでは解決できないことがあります。

このようなとき、区議会は、関係機関に対して問題の改善を求め、意見書や要望書を提出します。

請願・陳情の審査

請願・陳情は、皆様の声を直接、区議会に伝える制度です。提出された請願・陳情は、慎重に審査を行います。

請願・陳情について

請願・陳情の審査の流れ

提出された請願・陳情の審査は、本会議で、関係する委員会に付託されます（※付託とは、審査を委ねることです）。委員会で審査された結果、結論が出た請願・陳情は、本会議で議決を行います。

請願・陳情の内容について、議会として賛成できるものは「採択」、趣旨には賛成できるが、すぐに具体的な実現は難しいと考えられるものは「趣旨採択」、賛成できないものは「不採択」とします。

賛成した内容は、区の仕事に活かすよう執行機関に伝えます。内容が、国や東京都等の仕事である場合は、意見書や要望書を出すこともあります。議決の結果は請願・陳情者の代表の方にお知らせしています。

提出できる人

- 陳情書については、区内に在住・在勤・在学する方が対象となります。
- 請願（荒川区議会議員の紹介があるもの）については、どなたでも提出できます。

請願（陳情）事項

区民の利害に直接関係のある区の施策について要望を述べること。

提出の時期

いつでも提出できます。



請願（陳情）書の書き方

次の事項を必ず書いてください。

- ①題名
「〇〇の改善・促進を求める請願（陳情）」のように、「何をどうしてほしい」という表現にしてください。
- ②紹介議員の署名（陳情書の場合は不要）
- ③請願（陳情）の趣旨
要旨を明瞭・簡潔に書いてください。
- ④請願（陳情）の理由
請願（陳情）を提出するに至った経緯と目的を詳しく書いてください。
- ⑤提出年月日
- ⑥請願（陳情）者の住所、氏名、押印、電話番号

請願（陳情）者が複数いる場合は、代表者を定め、代表者の横に署名者数を記載してください。その際、署名簿を作成し、一緒に提出してください。なお、署名者数の確認により、数が変わる場合等があるので、あらかじめ、請願（陳情）書の欄外に「訂正印（代表者印）」を押してください。また、請願（陳情）の提出のため区議会に来庁された際には、記載内容の確認をしますが、誤記等があった場合には、その場で訂正箇所には訂正印（代表者印）を押印することにより訂正をお願いしますので、印鑑をお持ちください。

⑦あて先（荒川区議会議長）

なお、郵送または代理人が提出した陳情（陳情者が心身等の障がいのため提出できない場合を除く）や私人間の紛争に関する陳情等は審査されず、参考配付のみとなる場合があります。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

内線3614

請願（陳情）書 書式（例）

〇〇の改善・促進を求める請願（陳情）
紹介議員 議員名〇〇〇〇（陳情書には不要）
趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

提出 年 月 日
〈代表者〉
住所・電話
名称・住所 ※
氏名 〇〇〇〇[㊟]（外〇名）

荒川区議会議長
〇〇〇〇殿
㊟（訂正印）

署名簿（例）

〇〇の改善・促進を求める請願（陳情） 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
氏名	住所	印
荒川太郎	荒川区荒川〇〇〇 ※	㊟

※陳情書の場合は、荒川区外に在住する方で荒川区内に在勤し、または在学する方は、勤務先の名称または学校の名称、住所を記載してください。また、氏名を自署している方も押印が必要です。

議会の流れ



通年議会制

荒川区議会では、平成26年5月より通年議会制を実施しています。通年議会制とは、従来「年4回」となっていた定例会の回数を「年1回」とし、会期（議会が活動できる一定の期間）を通年とするものです。

通年議会制の導入により、区長が毎年5月に定例会を招集することとなったため、会期は5月から翌年4月の概ね1年間となりました。また、これまでの年4回の定例会に代わる会議（本会議）を6月、9月、11月並びに翌年2月に再開することとしました。

通年議会となり、災害等の突発的な事態が発生した場合や、国の地方税法等の改正に合わせて区の関係条例を改正する場合にも、いつでも議長の判断で会議（本会議）を再開できるようになりました。

本会議

本会議は、全議員が議場に集まって開かれる会議で、区議会の意思を決定する重要な会議です。区の重要な事柄の決定は、全てこの本会議で行います。

また、本会議では、議員から区長等に対して、区政についての一般質問が行われます。

委員会

区議会で取り扱う事柄は、数も多く、複雑で幅広い分野にわたっています。そこで、いくつかの委員会を設置して、専門的に調査、審査をすることで、効率化・合理化を図っています。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

常任委員会は、区の事務の部門別に4つの委員会（総務企画委員会、文教・子育て支援委員会、福祉・区民生活委員会、建設環境委員会）が設置されています。これらの委員会は、その部門に属する事務の調査を行い、本会議で付託された議案、請願・陳情等を審査します。各常任委員の任期は条例で1年と定められています。

議会運営委員会は、議会の運営等に関する事項を調査するとともに、議会に関する議案、請願・

陳情等を審査します。委員の任期は、条例で1年と定められています。

特別委員会は、臨時的な事件、特に重要な案件等を審査するために議会の議決により設置されます。特別委員会は、議会の議決により付託された案件を審査し、その審査が終わるまで存続します。

現在、震災・災害対策調査特別委員会、健康・危機管理対策調査特別委員会、観光・文化推進調査特別委員会、財政援助団体調査特別委員会が設置されています。また、区の予算や決算を審査する場合にも、特別委員会が設置されます。

議案の成立まで

所定の手続きを経て議会に提出された議案は、通常、委員会で審査され、その結果を参考にして、本会議で議決されます。

議案の提出から議決までの流れは、概ね次のとおりです。

